

<論点(例)>

- 受益に着目した負担を求める考え方や定額負担の仕組みを被用者年金制度にも導入することについて、どう考えるか。
 - ・ 今後保険料負担が上昇することが見込まれる一方で、負担能力に応じた負担の要素を減少させることが適当か。

- 国民年金保険料の半額に相当する定額保険料を第2号及び第3号被保険者に対して求めることについて、第1号被保険者との公平性の観点を含め、どう考えるか。

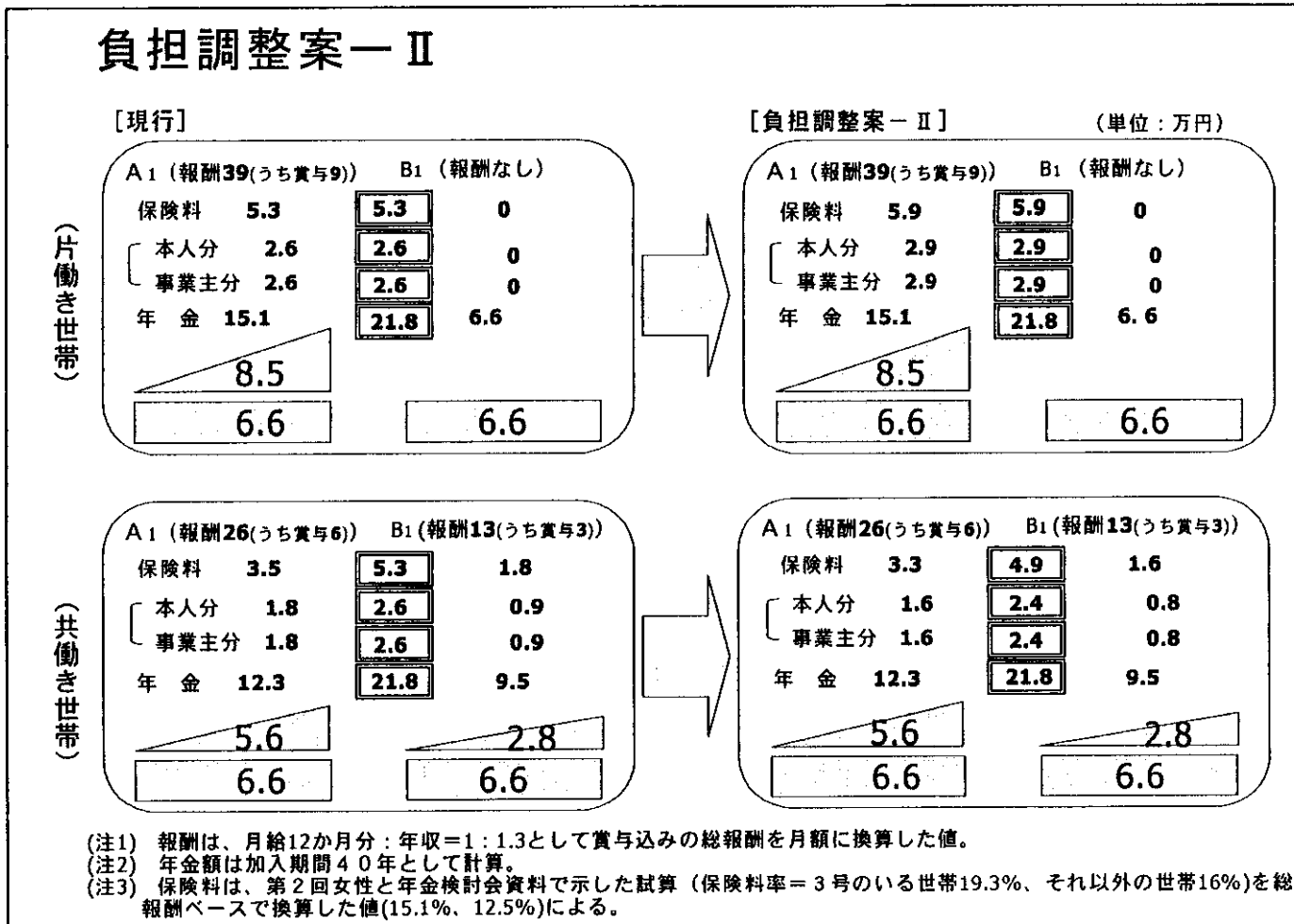
- 定額保険料部分についても事業主負担を求める考え方もあるが、見直し後の事業主負担の位置づけをどう考えるか。

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大に係る見直し案との関係では、基礎年金減額案は、短時間労働者のみ基礎年金が減額されることとなることから、負担調整案-Iとはなじまないと考えられる。

<負担調整案－Ⅱ>

《仕組みの概略》

- まず第2号被保険者の定率保険料を、第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて、設定する。
- 第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。



<論点(例)>

- 受益に着目した負担を求める考え方を導入することについて、どう考えるか。また、受益に応じた負担であるにもかかわらず、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の中で、報酬の高い者の方が大きい負担を負うことについて、どう考えるか。
- 片働き世帯の第2号被保険者に課される保険料率が、共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか。また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか。
- 被用者間での違いは、第3号被保険者の有無だけではなく、例えば性別の違い（平均的には、女性の方が給付期間が長い。）や子供の有無（次世代育成の負担を年金制度としては考慮していない。）のように様々なものがある中で、第3号被保険者の有無に着目して保険料率に差を設けることについて、どう考えるか。社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるか。
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大に係る見直し案との関係では、基礎年金減額案は、短時間労働者のみ基礎年金が減額されることとなることから、負担調整案Ⅱとはなじまないと考えられる。
- なお、本案の変形として、配偶者が第3号被保険者である第2号被保険者について、その受益に着目して、何らかの定額負担を求めるといった方式も考えられるか。

(B-2) 給付調整案

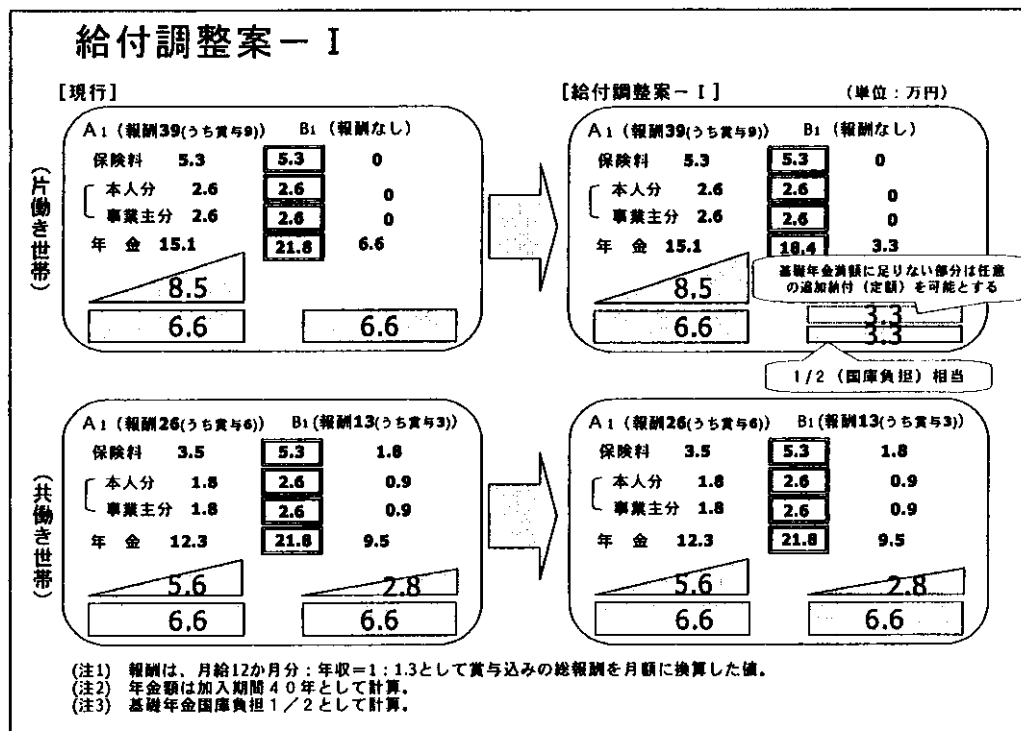
《考え方》

第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。

＜給付調整案－I＞

《仕組みの概略》

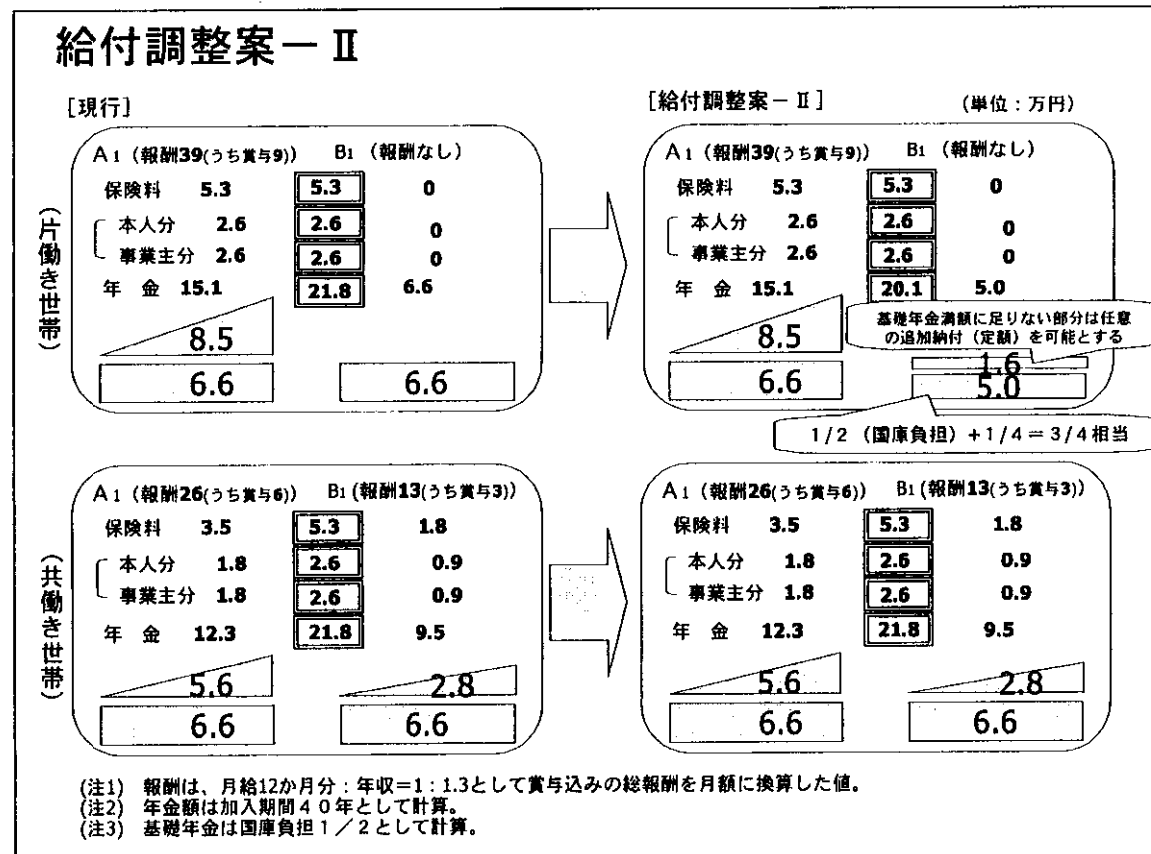
- 第3号被保険者について国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。
- 現在であれば、基礎年金給付は1/3となり、基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げ後であれば、基礎年金給付は1/2となる。
- 第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。



<給付調整案－Ⅱ>

《仕組みの概略》

- 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賅っているが、これを保険料負担の一部分に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。
- この場合、例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が1/2であれば、基礎年金給付は3/4となる。
- 給付調整案－Ⅰ同様、第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。



<論点(例)>

- 第3号被保険者期間に関する基礎年金の給付水準が下がることについて、どう考えるか。
- 第3号被保険者を国民年金の免除者や半額免除者と同様の扱いとすることについて、どう考えるか。また、「原則として免除(半額免除)」という被保険者類型を設けることについて、どう考えるか。
- 第3号被保険者を国民年金の免除者や半額免除者と同様に取り扱おうとすれば、基礎年金拠出金単価を算定する際の拠出金算定対象者数からその分除くことになるため、基礎年金拠出金単価が高くなることについてどう考えるか。
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大に係る見直し案との関係では、基礎年金減額案が、第3号被保険者、短時間労働者ともに基礎年金について同様の取扱いとなり、整合的と考えられる。

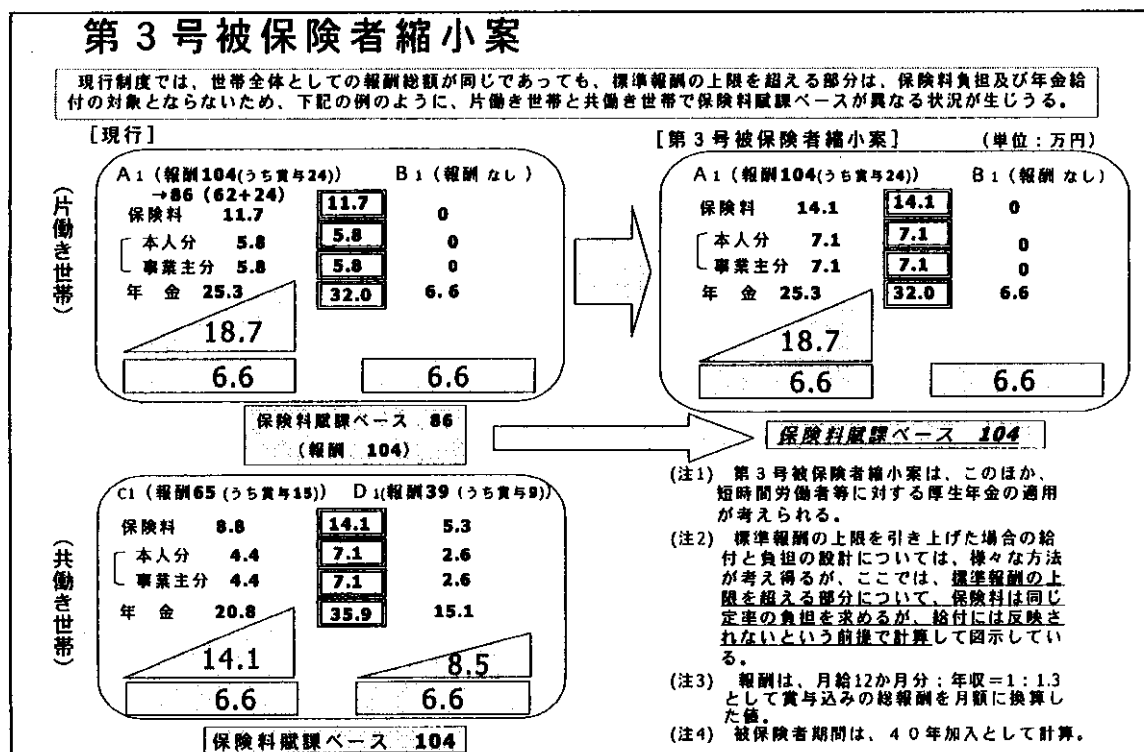
(C) 第3号被保険者縮小案

《考え方》

現実に約1,000万人余の第3号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。

《仕組みの概略》

- 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していく。
- この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし、実質的に第3号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。



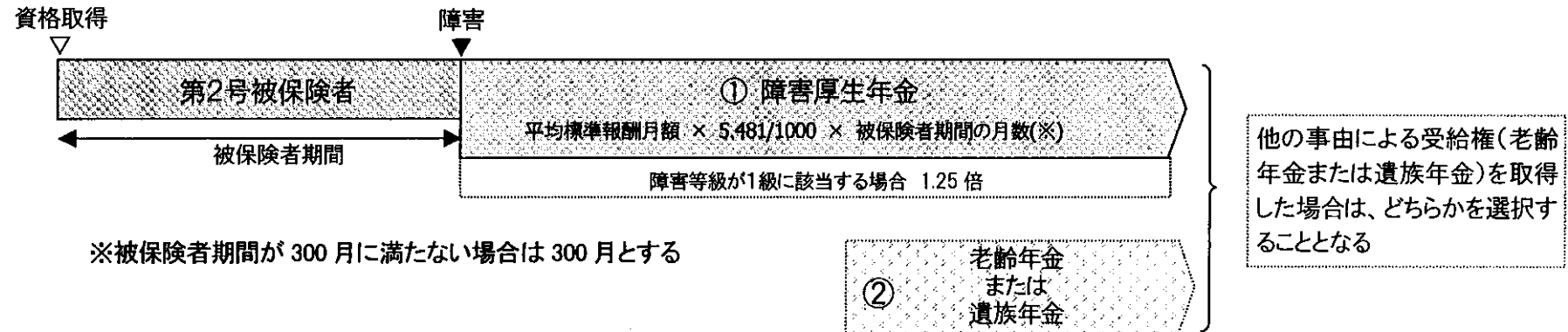
<論点(例)>

- 第3号被保険者制度の課題の解決策として、短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、実質的に第3号被保険者が減少することで充分か。

- さらに、第3号被保険者を縮小する案として、短時間労働者への厚生年金の適用拡大に合わせて、被扶養者認定基準を見直す(例えば、現行の130万円から65万円に引き下げる)ことが考えられるが、どう考えるか。
ただし、被扶養者認定基準の見直しについては、以下の点に留意が必要である。
 - ・ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大は、厚生年金の適用対象として所得保障を行う「被用者」の範囲の問題である一方、被扶養者認定基準の見直しは、被用者年金制度の被保険者に扶養を受けているか否かの判断基準であり、両者の趣旨が異なること、
 - ・ 仮に被扶養者認定基準を引き下げるとした場合、今まで第3号被保険者であった者の一部が第1号被保険者となることになるが、給付は基礎年金のみで変化がないにもかかわらず、新たに保険料負担を求めることとなること、
 - ・ 一方で、仮に短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行うと、多くの被扶養者が被扶養者でなくなり、その意味で被扶養者認定基準の引下げと同様の効果を有していること、
 - ・ 収入として認定する範囲も、一方は賃金のみであり、もう一方は賃金や資産所得も含めて継続して得ることが見込まれるものは全て含むものであり、両者で範囲が異なること、
 - ・ また、被扶養者の認定は非課税証明書などを基に判断していることから、大きく基準を引き下げた場合、実務上適正な認定が難しくなるという問題がある。
 - ・ 医療保険においても被扶養者(高齢者を除く。)の認定について、従来より同じ基準を採用しており、年金の被扶養配偶者認定基準を見直す場合、合わせて医療の被扶養者認定基準も見直すことが基本となる。

- 高所得の片働き世帯について、標準報酬の上限が設けられていることによる不均衡を解消する必要はないか。
例えば、配偶者が第3号被保険者である第2号被保険者について、標準報酬の上限を引き上げ、又は撤廃することについてどう考えるか。
- ・ 当該第2号被保険者を雇用する事業主負担が増加することをどう考えるか。
 - ・ 一定以上の報酬について、給付に反映させずに保険料負担のみを求めることは可能か。
 - ・ 配偶者が第3号被保険者である第2号被保険者についてのみ、標準報酬の上限を引き上げるまたは撤廃することが実務上可能か。
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大に係る見直し案との関係では、基礎年金減額案は、第3号被保険者が基礎年金を満額受給する一方、短時間労働者が減額されることとなり、第3号被保険者と短時間労働者との間で不均衡を生じることから組み合わせになじまない。

(参考1) 障害厚生年金制度の概要



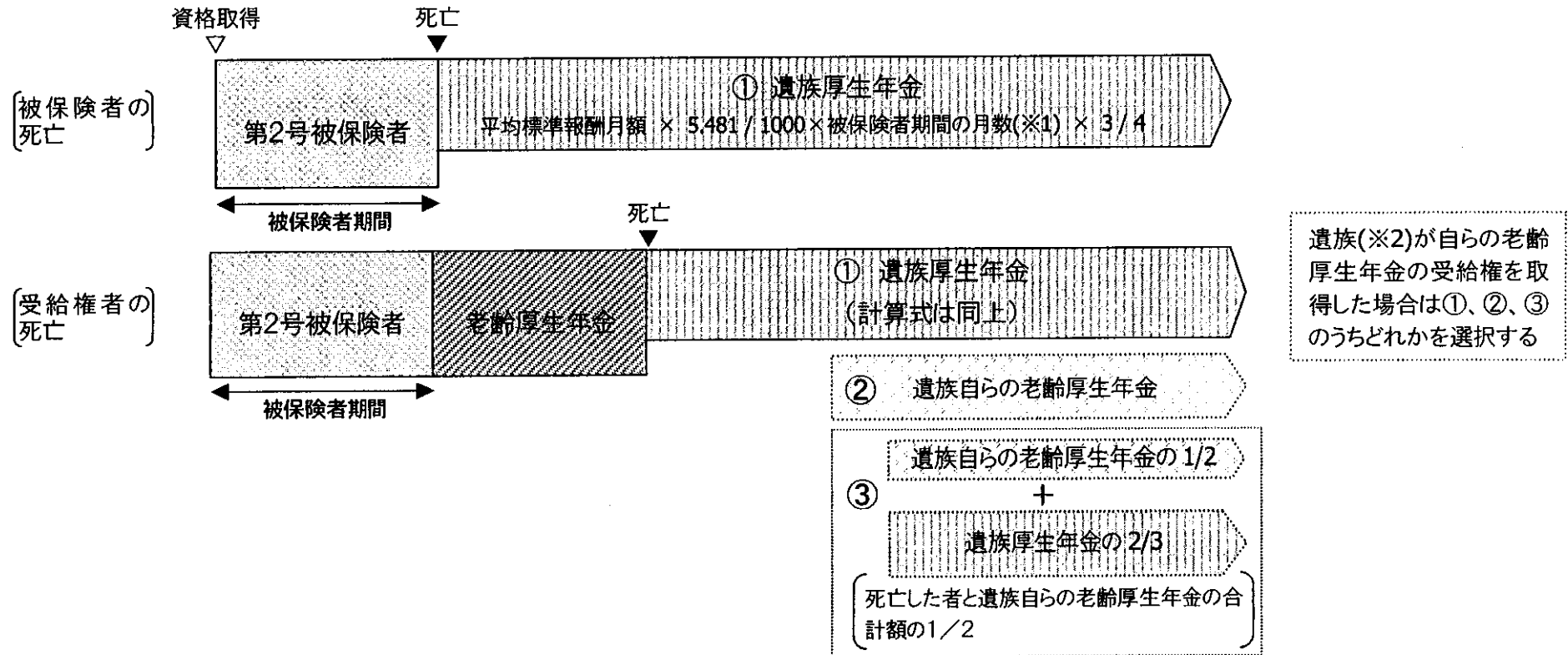
【支給要件】

- 障害の原因となった病気やけがの初診日に、厚生年金保険の被保険者であること。
- 初診日から1年6ヶ月以内に治った日(症状が固定した日)、又は1年6ヶ月を経過した日(障害認定日)の障害の程度が1～3級に該当すること。
- 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。

《障害基礎年金の保険料納付要件(次のいずれかに該当すること)》

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、滞納した期間が1/3を超えないこと。
- H18.3.31以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に国民年金の滞納がないこと。
- H3.4.30以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、初診日の属する月前の基準月の国民年金の被保険者期間のうち、①保険料を滞納した期間が1/3を超えない又は、②直近1年間に保険料を滞納していないこと。

(参考2) 遺族厚生年金制度の概要



※1 以下について、被保険者期間が300月に満たない場合、被保険者期間を300月として計算される。

- ① 被保険者期間中の死亡
- ② 被保険者であった者が被保険者期間中に初診日のある傷病により、初診日から起算して5年を経過する前の死亡
- ③ 障害等級の1・2級に該当する障害厚生年金の受給権者の死亡

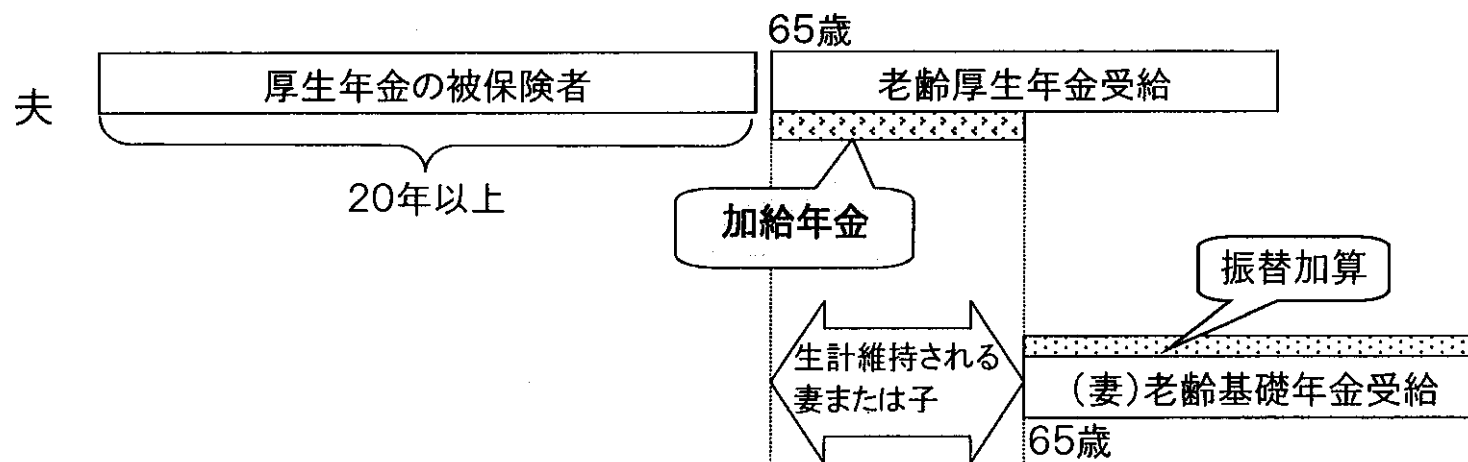
※2 遺族の範囲 ①妻(事実婚であってもよい)……………年齢に関係なく支給される

②夫(事実婚であってもよい)、父母、祖父母……………死亡したとき55歳以上である(支給開始は60歳)

③子、孫……………(1)死亡したときに18歳到達年度の末日までの間にあるとき(死亡したときに胎児であった子が生まれた場合を含む)

(2)20歳未満で1級または2級の障害の状態にあるとき

加給年金は、厚生年金の被保険者期間が20年以上ある者(中高齢の期間短縮の特例に該当する場合を含む。)が受給権を取得した当時、受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者又は子(※)がある時に支給される。



※ 18歳到達年度の末日までの間にある子もしくは20歳未満で1級・2級の障害のある子

(注) 配偶者に係る加給年金額は、当該配偶者が老齢厚生年金(厚生年金の被保険者期間が20年以上(中高齢者の期間短縮措置に該当する場合はその期間)以上の場合に限る)、障害厚生年金、障害基礎年金などを受けるときは、支給を停止する。

(参考) 加給年金額は、配偶者及び2人目の子までは1人につき229,300円(年額)、3人目以降の子は1人につき76,400円(年額)である。(金額は平成15年4月以降の額(平成15年度物価スライド後の額)である。なお、昭和9年4月2日以後に生まれた受給権者には、配偶者の加給年金額に以下の額が特別加算される。

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
S 9.4.2~S15.4.1	33,800	263,100
S15.4.2~S16.4.1	67,700	297,000
S16.4.2~S17.4.1	101,600	330,900
S17.4.2~S18.4.1	135,400	364,700
S18.4.2以後	169,200	398,500

(参考4) 老齡基礎年金・老齡厚生年金の繰上げ支給について

①老齡基礎年金の繰上げ支給について

老齡基礎年金の受給資格期間を満たしている60歳以上の者は、65歳前から本人の請求により減額された老齡基礎年金を受給することができる。(国年法附則第9条の2)

減額率＝0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数 (国年令第12条の3)

②老齡厚生年金の繰上げ支給について

老齡厚生年金の支給開始年齢が完全に引き上がる昭和36年4月2日以後に生まれた男子及び昭和41年4月2日以後に生まれた女子については、65歳から老齡厚生年金を受けられることとなるが、65歳までは年金が支給されないため、これらの者のうち老齡基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金の被保険者期間を有している60歳以上の者は、希望により繰上げ支給の老齡厚生年金を受給することができる。(厚年法附則第7条の3)

減額率＝0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数 (厚年令第6条の2)

(注1)老齡基礎年金の繰上げ請求と老齡厚生年金の繰上げ請求は同時に行わなければならない。

(注2)老齡厚生年金の加給年金は、受給権者が65歳に達するまでは加算されない。